

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 第6回



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

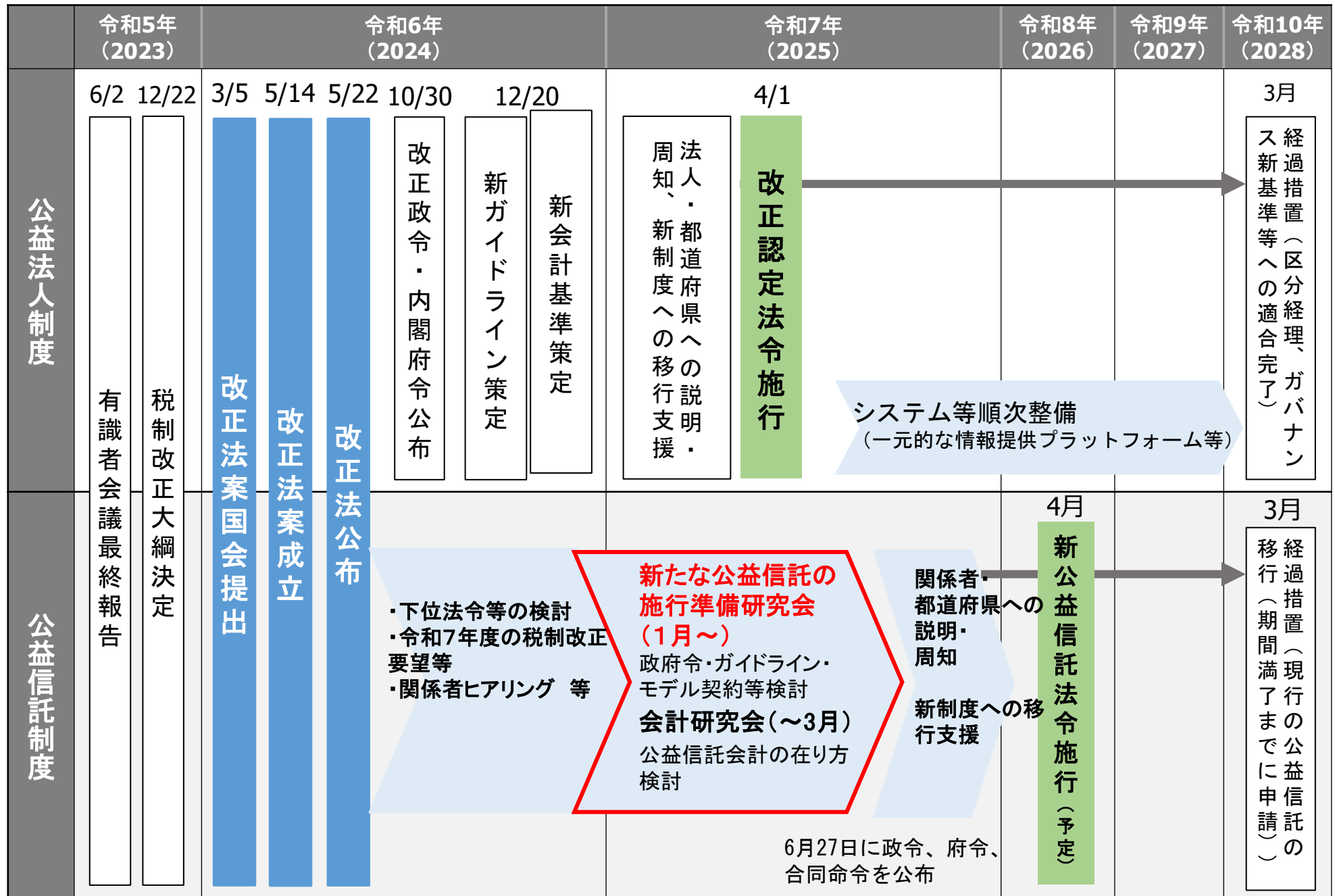
令和7年7月24日
内閣府公益認定等委員会事務局



目次

1. ガイドラインの検討に関する討議	P 7
第 1 章（基本的事項（総則））	P 9
第 2 章（公益事務該当性の判断）	P 12
第 3 章（公益信託認可基準等）	P 14
2. 財務規律・会計について（今後の検討方針）	P 23
3. ワークショップ・調査研究について	P 24

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 - 制度改革の現在地 -



法律

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）

- ・ 主務官庁制の廃止、公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度
- ・ 公益法人と整合的な認可基準の法定
- ・ 公益信託認可に伴う税制優遇の措置に関する税制改正

施行準備研究会の目標

政令

①施行日令、②施行令、③整備政令

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）と整合的な整備
- ・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）廃止（主な論点）特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者 等

内閣府令 （合同府省令）

①内閣府令、②内閣府・法務省の合同省令（信託法読替え部分）

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）と整合的な整備、信託計算規則（平成19年法務省令第42号）等との関係整備
- （主な論点）
信託行為に定める事項、公益信託認可等の申請手続、公益信託認可基準（受託者・信託管理人の能力要件等）、特定資産公益信託の要件、財務規律（中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定資産）、公益信託報酬の支払基準、定期提出書類の作成、提出等

ガイドライン モデル契約、会計 の在り方等

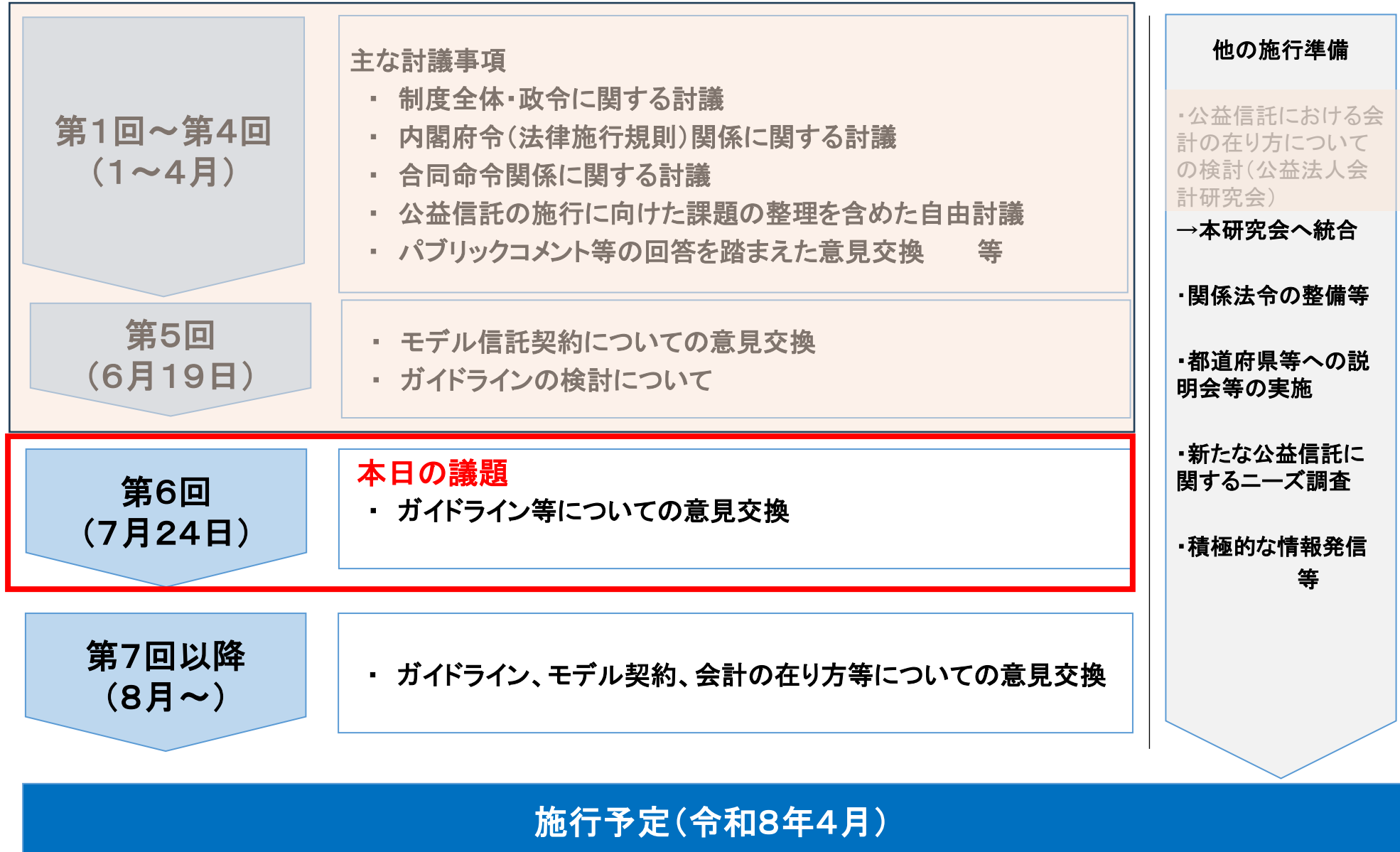
①ガイドライン、②モデル契約書等

- ・ 公益法人のガイドライン（令和6年12月）と整合的な公益信託ガイドラインの策定
- ・ モデル公益信託契約等の策定（特定資産公益信託、移行に関する書式その他）
- ・ 公益信託の活用を広げるための基準やひな型の提示

③会計の在り方、④都道府県の体制整備の支援、⑤移行支援、⑥公益信託DX、⑦広報・啓発

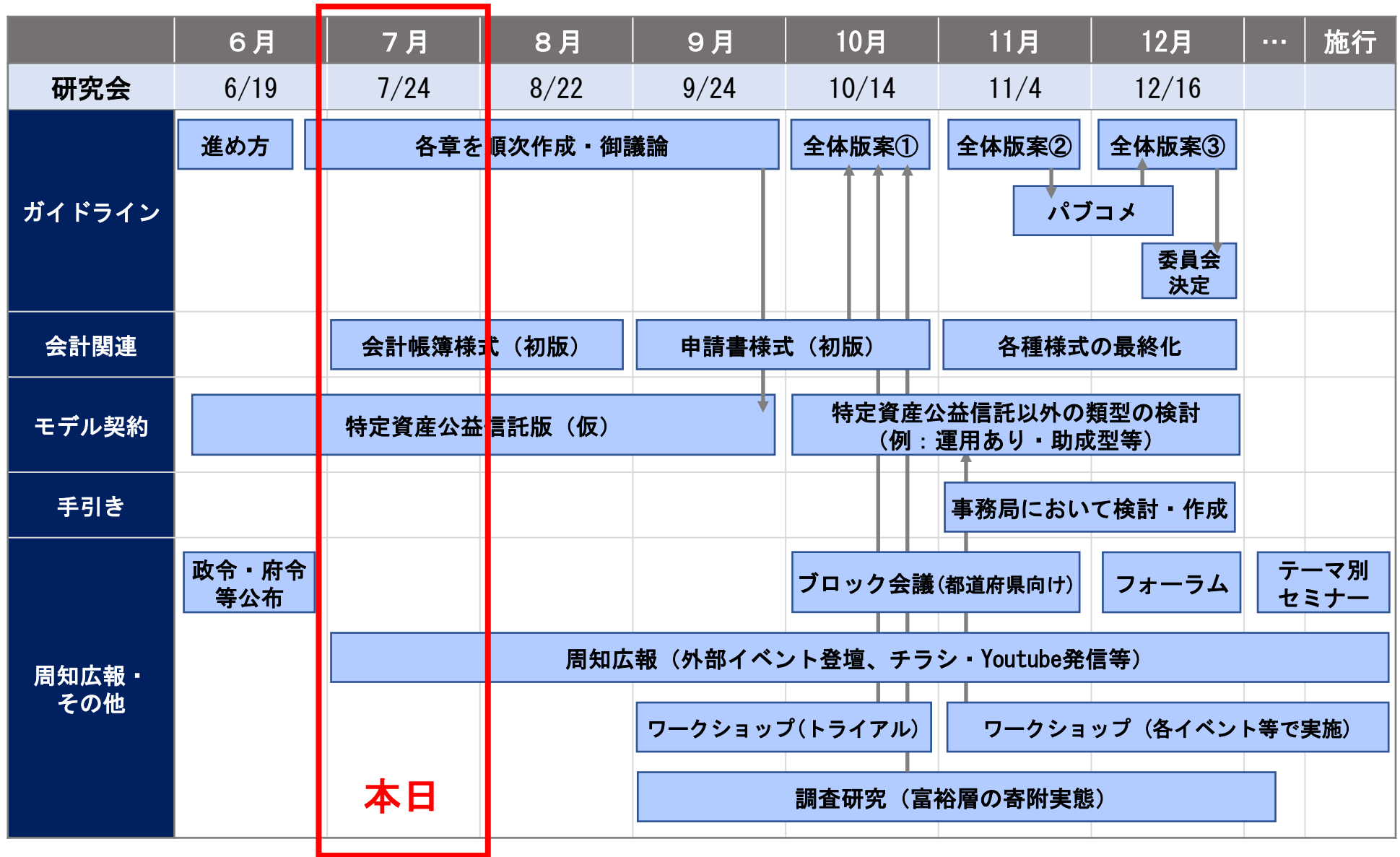
- ・ 公益信託の計算書類等について、ガイドライン等と一体的に検討
- ・ 主務官庁制の廃止等に伴う都道府県の体制整備の支援
- ・ 既存の公益信託の移行に関する手続きの明確化 等

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 - 詳細スケジュール案 -



(1) スケジュール

・ ガイドラインについては、本年12月中の策定を目指して検討を行う。



本日御意見をいただきたい事項

○ ガイドラインの検討に関する討議

1 第1章（基本的事項（総則））－【資料2】

- (1) 「軽量」の定義
- (2) 公益信託関係者の責務

2 第2章（公益事務該当性の判断）－【資料3】

- (1) 信託行為と申請書記載事項の関係
- (2) 公益事務の内容

3 第3章（公益信託認可基準等）－【資料4】

- (1) 受託者の能力（法第8条第2号）
- (2) 信託管理人の能力（法第8条第3号）
- (3) 公益信託事務の遂行能力（法第8条第4号）
- (4) 信託報酬（法第8条第11号）

(御参考) ガイドラインの概要 (構成・目次)

・ガイドラインの構成については、概ね公益認定等ガイドラインに沿った構成とする予定。

- ① 公益認定等ガイドラインを踏襲する・参照させる項目 ⇒ 黄色
- ② 公益認定等ガイドラインをベースに、公益信託の特性を踏まえた修正をする項目 ⇒ 青色
- ③ 公益認定等ガイドラインにはない主な仕組みについて、新たに書き起こす項目 ⇒ 紫色

公益信託認可ガイドライン (仮称) (案)		公益認定等ガイドライン	
第1章 基本的事項 (総則)	第1節 ガイドラインの趣旨・目的 第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方 第3節 事務処理の原則 第4節 内閣府と都道府県との連携 第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係	第1章 基本的事項 (総則)	第1節 ガイドラインの趣旨・目的 第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方 第3節 事務処理の原則 第4節 内閣府と都道府県との連携 第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係
第2章 公益事務該当性の判断	第1節 総論 第2節 具体的な事務区分ごとの当てはめ	第2章 公益目的事業該当性の判断	第1節 総論 第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ
第3章 公益信託認可基準等	第1 公益信託認可基準 (法第8条) 第2 欠格事由 (法第9条)	第3章 公益認定基準等	第1 公益認定基準 (法第5条) 第2 欠格事由 (法第6条)

1 第1章（基本的事項（総則））

(1) 「軽量」の定義

(2) 公益信託関係者の責務

第5回研究会 事務局案

①一定規模を下回ること

規模の具体的内容については、信託財産残高、公益事務実施費用額等で具体的に定義することを想定。

②信託行為に定める公益事務の内容が明確かつ具体的であること

事業の内容が明確で具体的であることは、事業の効果を高めるための付随的な事業の実施や、事業の実施段階における創意工夫を否定するものではない。

③事業が単一であること

事業が単一とは、同一の目的の下、相互密接な関係性をもって一体的に実施される塊の事業が一つであることをいう。

第5回研究会
での御意見

- ・「軽量」の議論に加え、「大規模」の議論もすべきではないか。
- ・「軽量」の要件のうち、事業の単一性については議論が必要。
- ・軽量に関して、3要件で絞っていくアプローチには懐疑的である。3要件の方向性に合わせた形に民間の活動が収まってしまうことを危惧する。工夫すべき点は、規模が大きく、事務内容が広範であり、複数ある時の事例をガイドラインで示すべきである。

対応方針案

具体的な規律の適用場面や効果を検討した上で、今後、検討を進めていく。

第1章 基本的事項（総則）(2)「公益信託関係者の責務」

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託 関係者の責務 資料2・P5	○ ガイドラインに、受託者等の責務を記載するか否か。 ○ 受託者等は、信託行為に定められた職務を執行する存在と捉えるか、公益事務の自主的な改善を図り、必要な場合には信託行為の見直しをする存在と捉えるか。 ※ 公益法人については、責務規定（公益認定法第3条の2）が規定されたが、公益信託法には当該規定はない。	○ 受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理する必要があり（信託法第29条）、また、信託管理人も、信託目的達成のためにその職務を遂行することとされており、いずれも、形式的に信託行為に従って事務を行うだけの存在ではなく、信託行為の定め背後にある委託者の意図（信託の本旨）に従って、信託事務を処理することが求められていることを明確にすることが望ましい。 ○ 公益信託が、国民の信頼を確保しつつ、活用されていくために、関係者が、積極的な取組を行うことが期待されるとともに、内閣府もこれを促進する取組を行う旨を明記する。 受託者等の責務として、次のような責務を明記する。 ① 実態に応じて必要な人材やガバナンス体制の構築など、運営体制の充実を図ること ② 公益信託事務の実施状況について説明責任を果たし、国民や社会からのフィードバックを得て公益信託事務を改善していく観点から、公益信託の運営における透明性の確保に取り組むこと

2 第2章（公益事務該当性の判断）

- (1) 信託行為と申請書記載事項の関係
- (2) 公益事務の内容

第2章 公益事務該当性の判断

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(1) 信託行為と申請書記載事項の関係 資料3・P4	○ 申請書に記載が必要な、「公益事務の内容」については、信託行為に記載することを原則とすべきかどうか。	○ 公益事務の内容、公益事務の公益性を確保する手段等については、委託者の重要な関心事項と考えられ、公益事務該当性に必要な情報は、信託行為において規定されることが望ましい。ただし、申請書において補足することも可能とする。 ○ 特に信託行為に規定される「公益信託の目的」を公益事務の目的として取り扱うことを原則とする。公益信託の目的は、公益信託の根本規範として関係者を拘束し、行政庁の認可を受け、国民に示されるものであり、どのような目的で、どのような事業を行うかについて、明確に定めることが求められる。
(2) 公益事務の内容 資料3・P7	○ 信託行為に規定された事務の一部を、実施しないことは可能か（将来の追加信託を想定して、当面実施しない公益事務等を記載することができるか）。 ○ 信託行為に規定された公益事務の一部廃止について、届出事項として整理できるか。	○ 原則として信託行為に規定された信託事務と実際の信託事務とを一致させる。 理由があれば、一部を実施しないことも可とするが、その旨、信託関係者が説明責任を負うこととしてはどうか。 ○ 「届出」による一部廃止は不可とするが、実施しないことに理由があれば、実行上、実施しないことがあり得るとともに、実施しないことについて、信託関係者が説明責任を負うこととしてはどうか。

3 第3章（公益信託認可基準等）

- (1) 受託者の能力（法第8条第2号）**
 - (2) 信託管理人の能力（法第8条第3号）**
 - (3) 公益信託事務の遂行能力（法第8条第4号）**
 - (4) 信託報酬（法第8条第11号）**
-

第3章 公益信託認可基準等 (1) 受託者の能力 (法第8条第2号)

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(1) 受託者の能力 (経理的基礎) 【信託財産】 資料4・P2	○ 行政庁の認可後に公益信託の効力を生じさせる信託設定や財産の信託譲渡の時期について制約する法令の規定がないため、「事業計画書」にて以下のような事象が記載された場合、どのような整理を行うか。 ① 想定される公益信託認可の時期と信託の効力発生時期が大きく乖離するもの ② 信託の効力発生時期と財産の信託譲渡の時期が大きく乖離するもの ③ 「信託設定時における信託財産に係る予定財産目録」が0円又は極めて少額の財産で信託を設定し、委託者に1年後に1億円の追加信託義務があるもの	○ 公益認可の審査の時期と、信託の効力発生又は財産の信託譲渡等の時期が大きく乖離すると、審査に係る状況に変化が生じる可能性もあり、効果的な審査はできなくなる。 また、公益信託は、信託財産を活用して公益事務を実施するものであることを踏まえると、公益事務を実施しない公益信託や、公益事務の実施に必要な財産の拠出が行われない公益信託を認可する必要性は乏しい。 ○ 一方で、委託者や受託者の状況等に応じ、一定期間後に信託契約の効果を発生させ、又は、段階的に財産譲渡を行うことを一律に禁止する理由もない。 ○ 以上を踏まえ、特別の理由がある場合を除き、認可から遅くとも3か月以内に、信託の効力が発生し、相当の財産の信託譲渡が行われ、相当の公益事務が開始されることを求める。 ○ 審査に当たっては、信託設定時の「予定財産目録」において、相当の公益事務を実施するのに足る信託財産が記載されていない場合は、経理的基礎がないものとして取り扱う。 また、申請時において、合理的理由がなく1年以上先に発生を予定する公益信託については、その時点での受託者の経理的基礎及び技術的能力を有することについて判断できず、不認可とすることがあり得る。 ○ さらに、合理的理由がなく、認可から3カ月程度で想定される公益事務を適正に遂行し得る財産の信託譲渡が行われないものは、経理的基礎が十分ではないものとして取扱うこととする。

第3章 公益信託認可基準等 (1) 受託者の能力 (法第8条第2号)

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(1) 受託者の能力 (経理的基礎) 【分別管理】 資料4・P3	○ 「分別管理が適正に行われる仕組み」と信託法34条の別段の定め	○ 分別管理は、信託財産の独立性や商慣行と密接な関係を有していることから、原則として信託法第34条第1項の方法による分別管理を求めるものとする。 ○ 「別段の定め」は、「一時的な猶予」等公益信託の目的に支障がなく、受託者の信用力や公益信託事務の遂行の観点から合理的なものに限るものとする。 ○ 「分別管理が適正に行われる仕組み」は、分別管理が確実に実施されることを確保するための組織・体制、規程の整備やサービスの利用などを言うものとする。
(1) 受託者の能力 (経理的基礎) 【分別管理】 資料4・P4	○ 「分別管理が適正に行われる仕組み」として専用口座の開設を求めるか。	○ 口座が別であることは、信託財産であることの疎明によって差押え状態からの回復を容易にする(信託法第23条第5項)と考えられる。また、信託財産である旨を口座に表示することによって受託者の固有財産や他の信託財産の債権者からの差押えリスクが軽減される可能性がある。税務の取扱いからも、同一の口座に固有財産と信託財産が混在することには弊害がある。 ○ このため、以下の基準を設ける。 ・ 公益信託の口座は、当該公益信託の信託財産のみを管理する専用口座として開設する。 ・ 口座の名称は、公益信託の信託財産である旨を表示することを原則とする。(例：「公益信託●●基金受託者ABC」、「公益信託受託者ABC」等) ・ 金融機関にて対応が可能でない場合は、受託者名のみを表示した口座の開設で可とする。なお、複数の公益信託を引受ける際、同一の金融機関から「受託者名のみ」を表示した複数の口座の開設が断られた場合、他の金融機関で口座を開設する。
(1) 受託者の能力 (経理的基礎) 【情報開示の適正性】 資料4・P7	○ 公益信託の信託財産の情報開示の適正性を担保するための規律をどのようにするか。	○ 公益法人の場合と同等の者に計算書類等を確実にチェックすることを求めることとする。その際、信託管理人において同等のチェックが確保されている場合には、受託者における要件を緩めることとする。 ➤ 費用又は収益の額が1億円以上の公益信託：公認会計士又は税理士（これらに準ずる会計事務の精通者(※)）が確実にチェックする仕組みが確保されていること（信託管理人が公認会計士又は税理士である場合は、経理事務経験者が確実にチェックする仕組みが確保されていること） ➤ 費用又は収益の額が1億円未満の公益信託：経理事務経験者（経理事務に5年以上従事した者等をいう。）が確実にチェックする仕組みが確保されていること ※ 現時点で、公益法人において会計監査人の監査が求められるのと同様の規模で公益事務を実施する場合には、原則として公認会計士の【P】意見の提出を必要とすることとする。

第3章 公益信託認可基準等 (1) 受託者の能力 (法第8条第2号)

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(1) 受託者の能力 (技術的能力) 資料4・P10	○ 公益信託に係る重要な意思決定の適正性 (コンプライアンスの確保を含む) を確保するための体制をどのように考えるか。	○ 公益信託事務の具体的内容に即して判断する必要があるが、原則として、次の場合には、適正な運営を確保する仕組みがあるとして取り扱うものとする。 ア 信託会社、上場会社その他事務の適正を確保するために必要な体制が確保されていると認められる法人が受託者である場合 イ 法令等 (法人の基本文書を含む。) において、受託者の理事会 (これに相当する機関を含む。) の三分のルールが定められている法人 (公益法人、社会福祉法人等) が受託者である場合 ウ 軽量の公益信託であって、受託者の重要な意思決定について、信託管理人及び合議制機関 (信託行為において定められているものに限る。) の同意を必要とする旨信託行為において定められているもの エ 軽量の公益信託であって、受託者の重要な意思決定について、信託管理人 (法令等において、信託管理人の理事会の三分のルールが定められている法人又は独立した3人以上の信託管理人がいる場合に限る。) の同意を必要とするとともに、公益信託事務の実施状況について、信託管理人が原則として年に3か月に1回以上確認する旨を信託行為において定められているもの オ 軽量の公益信託であって、公益事務の内容、受託者の体制その他事務の適正性を確保するための受託者の取組、信託管理人の職務及び体制に照らして、意思決定に関して、適正な運営を確保する仕組みが確保されていると考えられるもの。 ※1 ア・イは、受託者がガバナンスに関して法令に基づく処分を受けているなど、受託者の適正な運営が確保されていないと認められる事情がある場合を除く。 ※2 軽量ではない公益信託については、上記考え方を踏まえて柔軟に判断

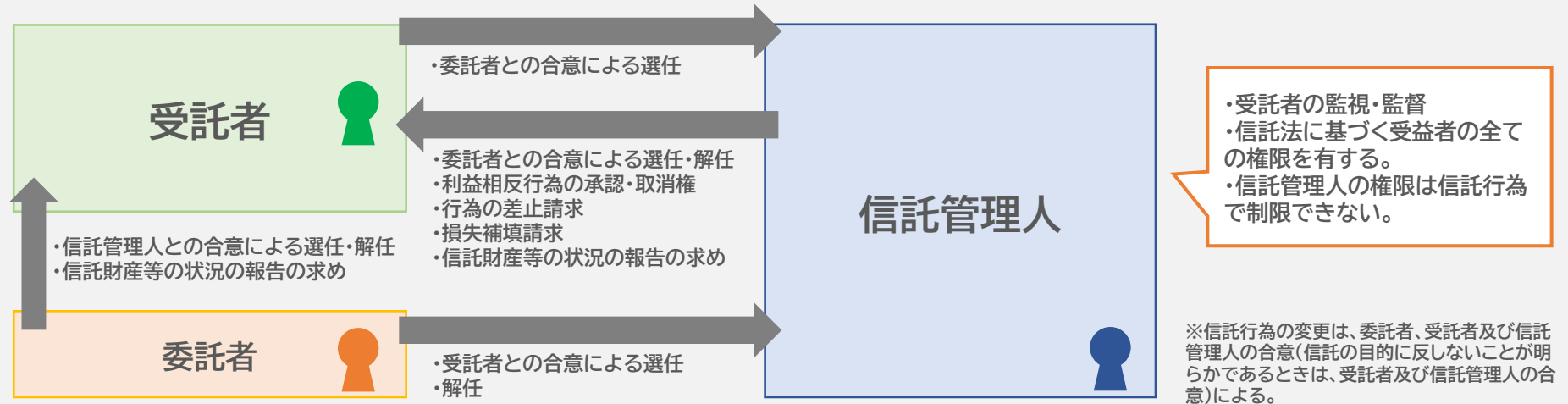
第3章 公益信託認可基準等 (2) 信託管理人の能力 (法第8条第3号)

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(2) 信託管理人の能力 【新信託管理人の選任】 資料4・P15	○ 監督事務の継続可能性に関して、信託管理人が任務終了となった際の次期信託管理人の選定手続等をどのようにするか。	○ 信託管理人は、受託者を監督する者であることを踏まえると、受託者が信託管理人を選定する枠組みは望ましくない。 ○ これまでの公益信託の実務では、信託銀行が合議制機関の同意を得て信託管理人を選定してきた実情があり、重い手続きを義務付けることは大きな負担増となる。 ○ 信託法では裁判所が関与する形で新信託管理人を選任する方法が用意されている（信託法第129条）が、一定の時間が必要になり、不在期間中のガバナンスが不安定になる。 ▼ 以上を踏まえ、信託行為に以下のような新信託管理人の選任手続きを定めておくこととするのはどうか。 ① 信託行為にて、予め「新信託管理人」を定める方法 ② 旧信託管理人と委託者の協議によって定める方法（旧信託管理人及び委託者の両者が存する場合） ③ 受託者が選任する方法（旧信託管理人又は委託者が存しない場合） ア 受託者が信託会社や公益法人その他十分なガバナンスが確保されている法人である場合、受託者の内部規程等に基づき、新信託管理人を定める方法 イ 受託者が上記以外の者の場合、弁護士等の士業のうちから、合議制の機関の同意を得て定める方法 ※ 受託者が任意に信託管理人を選任できるのは、既存公益信託の移行時のみとする。

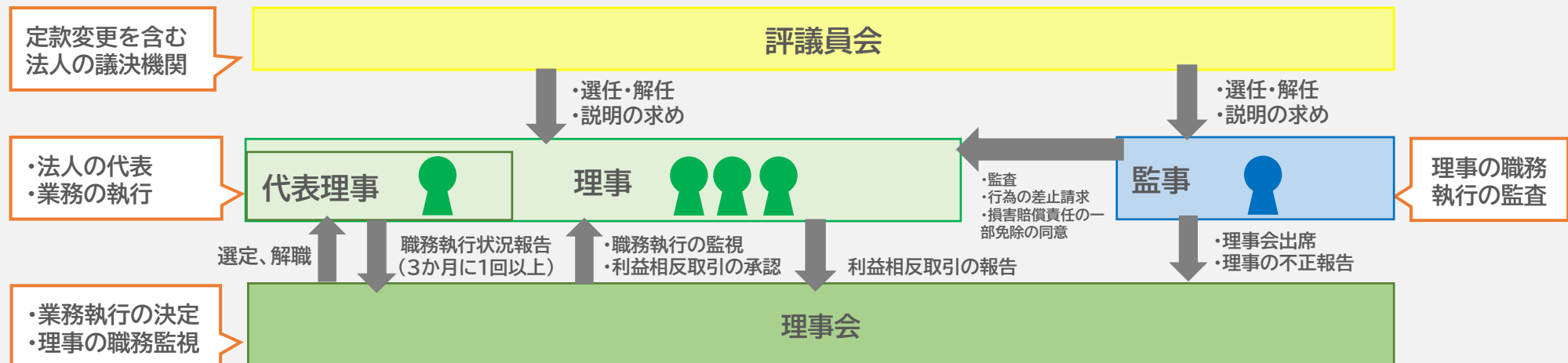
公益信託と公益法人のガバナンス

参考資料

公益信託



公益法人(財団)



第3章 公益信託認可基準等 (3) 公益信託事務の遂行能力 (法第8条第4号)

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(3) 公益信託事務の遂行能力 資料4・P16	○ 公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務が現実的に処理される見込みであることをどのように確認するか。	○ 将来の寄附や対価収入を確定的に見込むことは困難であり、この基準を厳格に求めると、民間の発意による挑戦を徒に抑制する結果にもなりかねないことを踏まえ、公益事務の中断等により大きな不利益が見込まれるような場合（※）を除き、中長期的な予測に関しては明らかに不合理なものでなければ、見込みがあると判断するものとする。 ※ 約束した奨学金の支給が途絶えることによる学業継続の断念など 以上を踏まえ、以下のような観点から確認する。 ア 金融的収入については、市場レベルを逸脱しない水準や合理的に見積もり可能な水準から算定しているか。 イ 寄附金収入については、実現可能なものと合理的に説明できる水準か。 ウ 費用については、発生する項目や見積もり額が極端な過不足がなく、合理的に説明できる水準か。 エ 事業型における事業計画書及び収支予算書の基礎データとなる利用者数の算定が合理的に説明できる水準か。 オ 信託の存続期間を通じて、個人の受託者や個人の信託管理人の任務終了時にスムーズな新受託者や新信託管理人が選任できる体制か。 カ 収入の変動が大きい場合等には、収入の変動に応じた事業継続の仕組み（必要に応じ事業規模を縮小する等）があるか。 なお、公益法人や特定非営利活動法人などの本来事業の一環として、あるいは、企業の社会貢献活動として公益信託事務を行うことも想定される。このような場合、受託者による出捐の存続可能性も問題となるが、長期間の存続見込みを明らかにすることは困難なことも多いと考えられ、民間公益の活性化の観点から柔軟に判断するものとする。

第3章 公益信託認可基準等 (4) 信託報酬 (法第8条第11号)

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(4) 信託報酬（公益信託報酬の額又は算定方法） 資料4・P23	○ 複数の受託者がいる場合の公益信託報酬の額又は算定方法について、どのように考えるか。 【考慮すべき点】 信託銀行においては、特定の財産の管理を系列他社に担わせるために共同受託をしているケースがあり、その際の信託報酬は、個別の契約ではなく包括的に決定していることから、個別の契約における配分の基準を明らかにすることが困難といった事情がある。	○ 公益信託報酬の支払基準において、公益信託報酬の総額が明確にされている場合に個別の公益信託報酬額又は具体的な算定方法を明らかにできない理由が示され、かつ、受託者間での信託報酬の配分の考え方が示された場合には、「公益信託報酬の額又は算定方法」が定められているものとして取り扱うこととしてはどうか。
(4) 信託報酬（公益信託報酬に含まれる費用） 資料4・P24	○ 公益信託報酬に含まれることとなる費用について、どのように考えるか。	○ 公益事務に要する「費用」として信託財産から支出する費用と、公益信託報酬の中から支払うべき費用とするかについては、明確に区別し難いことが想定される。一方で、費用の範囲を厳格に区分することが受託者に負担を強いることになる場合や、費用の内訳は営業上の秘密に該当する場合があることも考慮することが適切。このため、公益信託報酬は、管理費として計上され、公益事務割合の基準を満たす限りで、どのような費用を公益信託報酬の中に含めるかは、委託者等の判断（信託行為）に委ねる。 ○ 公益信託報酬に含まれる経費を、費用として二重取りすることは不適切であり、また、「不当に高額ではない」と判断する上で、どのような費用が信託報酬に含まれるかは明らかにする必要がある。 ○ 支払基準において、上記趣旨を充たす記述があればよく、例えば、「信託報酬には、個別の公益信託の運営に要したアルバイトの人件費を除き、公益信託事務の遂行のために通常要する人件費、消耗品その他の費用に充てる額が含まれる」といった規定を許容する。

第3章 公益信託認可基準等 (4) 信託報酬 (法第8条第11号)

御意見をいただきたい内容

- 「不当に高額」と考えられる報酬をどのように考えるか。

【旧制度における考え方】

- 旧制度における公益信託の引受けに係る受託者への報酬は、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものとされていた。
- 「必要な費用」についても厳格に判断されることが多く、十分な報酬を得られないことが、公益信託が広まらない理由の一つと考えられていた。また、信託管理人については無報酬とされることが多く、これも信託管理人のなり手不足の大きな原因であったと考えられる。

【公益法人との比較】

- 公益法人については、2千万円を超える報酬を役員が受け取る場合は個別の金額及びその額とする理由について一律に情報開示を求めているが、公益信託については、信託報酬に費用相当額が含まれていることなどから一律の線引きが困難である。

対応方針案

- 公益に関する活動は、無償又は低額で行わなければならないという考え方は、公益活動に携わる者を減らし、結果として、民間の公益活動の発展を妨げることになりかねない。公益信託事務のために間接的に必要となる費用も含め、公益信託事務のために要する全ての費用を、公益信託報酬又は費用として回収できることは当然のこととして、適正な利益を得ることも許容されるべきである。
- 一般に、業務を委託する場合の報酬（価格）は、委託業務の質や受託者の能力等に応じて決まると考えられるところ、どのような能力を持つ者を受託者とするかの一義的判断は、委託者が行うことになる。その上で、委託者（財産拠出者）と受託者が納得して決めた報酬額について、行政庁が介入することは、最小限とすべきである。



- 以上を踏まえ、原則として、**受託者が、公益信託事務に要する費用等について委託者に十分な情報を示して説明した上で、信託行為及び支払基準を策定したことが確認できる場合には、明らかに不自然・不合理と判断できる場合を除き、不当に高額なものとならないような支払基準を定めていると判断することとする。**
- **ただし、委託者と受託者の間に特別な関係がある場合（特別な関係があると合理的に懸念される場合を含む。）には、受託者が、公益信託事務に要する費用等について確認し、類似の業務等と比較して、社会通念に照らして、著しく高額な利益を得ていると判断される場合には、その支払基準の定める報酬水準は「不当に高額」に当たると判断することがあり得ることとする。**

(4) 信託報酬（不当な高額報酬）

資料3・P24

※参考 公益信託の財務規律/情報開示・会計の在り方について（今後の検討方針）

・公益信託における財務規律/情報開示・会計の在り方については、以下のような事項について、今後8月・9月・10月の3回に分けて議論を進めていくこととしたい。

①検討に当たっての基本的な考え方

- 公益法人の財務規律・会計基準を基本に、公益信託特有の事情や「軽量」の観点等を勘案して、見直しや簡素化を行う。

②議論すべき事項（現時点の想定）

- 一例として、公益信託における「信託法第37条第1項」の書類としての帳簿（行政庁への提出・公表対象の書類）と「信託法第37条第5項」の書類（作成・保存の義務のみ課せられる書類）とをどのように整理するのか、計算書類の表示科目について会計処理の原則等に応じてどのようなものを想定するのか といったことを想定。
- 計算書類の表示科目等については、特定資産公益信託と通常の公益信託とで分けて議論（特定資産公益信託は現行実務を確認しながら優先的に議論）。
- 計算書類関係のひな形や財務規律適合性を示す別表の様式についても、作成し次第提示予定。

③検討に当たって

- 公益信託の財務規律/情報開示・会計の在り方を策定していくに当たっては、信託銀行各社や会計の専門家に対しヒアリング等を実施しながら実務的に支障が出ないように進めていく。

ワークショップ・調査研究について

- ・ 公益信託の活用促進に向けて、委託者・受託者双方の現場ニーズや課題を理解することを目的に、ワークショップおよび調査研究活動を実施します

ワークショップ

ガイドライン等の作成にあたっての具体的な事業モデルやニーズの把握、制度利用促進に向けた横展開可能なモデル事例の創発を主な目的とする

- ・ 実施概要：制度理解から申請準備までを含む全3-4回のプログラム型企画を想定（制度勉強会、委託者ヒアリング、事業案検討、主な申請書準備、報告会）
- ・ 実施時期：9~10月（調整中）
- ・ 参加団体：コミュニティ財団や中間支援団体を募集予定※
※地域や支援領域の団体を代表した意見提案や横展開可能なモデルケースづくりの観点



調査研究

公益信託の主な委託者（寄附者）に対する理解向上、加えて新資本で議論されている「日本版DAF」等も含めた寄付文化の醸成に向けて富裕層を中心と知る寄附者実態の把握を目的とする

- ・ 調査概要：寄附を通じた社会貢献の実績もしくは関心がある富裕層を主な対象として、公益行政の運用改善や広報に通じる寄附者の動機・ニーズ・課題を把握する
- ・ 活動内容：定性調査（ヒアリング）、定量調査（アンケート）、海外事例調査
- ・ 実施時期：25年9月~26年3月（10月時点で中間報告を予定）

